（救助費の塡補）

第三十九条の十五　法第百二十六条の六において準用する法第百十一条の三後段の規定により組合が塡補する費用は、保険の目的たる漁船積荷を積載する漁船の事故により損害が発生し、又は発生することが確実と認められる場合において、当該漁船積荷に係る損害の防止及び軽減のために必要又は有益であつた費用とする。

（塡補すべき損害の額）

第三十九条の十六　組合が法第百二十六条の四第一項の規定及び法第百二十六条の六において準用する法第百十一条の三後段の規定により塡補する額は、事故ごとに算定する。

2・3　（略）

（救助費の塡補）

第三十九条の十六　法第百二十六条の七において準用する法第百十一条の三後段の規定により組合が塡補する費用は、保険の目的たる漁船積荷を積載する漁船の事故により損害が発生し、又は発生することが確実と認められる場合において、当該漁船積荷に係る損害の防止及び軽減のために必要又は有益であつた費用とする。

（塡補すべき損害の額）

第三十九条の十七　組合が法第百二十六条の四第一項の規定及び法第百二十六条の七において準用する法第百十一条の三後段の規定により塡補する額は、一回の事故ごとに算定する。

2・3　（略）

第三十九条の十七～第三十九条の二十一　（略）

（削る）

（削る）

第三十九条の十八～第三十九条の二十二　（略）

（行方不明の期間）

第三十九条の二十三　法第百二十六条の七において準用する商法第八百三十四条第一項の農林水産省令ヲ以テ定ムル期間は、三十日とする。

（委付の通知）

第三十九条の二十四　法第百二十六条の七において準用する商法第八百三十六条第一項の農林水産省令ヲ以テ定ムル期間は、五十日とする。

附　則

この省令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。